

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正する予定ですのでお知らせします。

ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

2 対象品名

自動車に搭載される特定無線設備（タイヤ空気圧モニタリングシステム（TPMS）、リモートキーレスエントリーシステム（RKE）（UHF帯）、自動車レーダー、自動車内検知センサー、超広帯域無線システム（UWB）及び無線LAN（2.4/5.2/5.6GHz帯及び6GHz帯（25mW以下）））

3 趣旨及び目的

自己確認制度の対象となる特別特定無線設備として、自動車に搭載される特定無線設備を新たに追加することを目的とする。

4 施行予定日

令和8年6月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課 認証推進室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5223

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間